東腎協

東腎協
第三回総会議案
資料特集号

第8号
75. 3. 15

東京都腎臓病患者　連絡協議会
事務局
東京都新
電話　〇三

1975年度

第3回東腎協総会開催

みなさんと一緒に悩みや苦しみ、希望を
話し合いましょう
会員、家族、みんなで総会に御参加下さい。

相談コーナー　開設

個人的な悩み、相談等がありましたら、遠慮なくお申し出下さい。各役員が個人的に御相談にのります。
開設時間（大会当日）　12：00～1：00

記

◇と　き　1975年4月20日(日)　午後1時より
◇ところ　全国労音会館（7階）
　千代田区西神田3－9－10
◇交通機関　国電水道橋駅西口より歩いて5分。地下鉄東西線九段下駅より8分です。
◇TEL　（265）6361
◇当日はこの「東腎協」第8号を御持参して下さい。

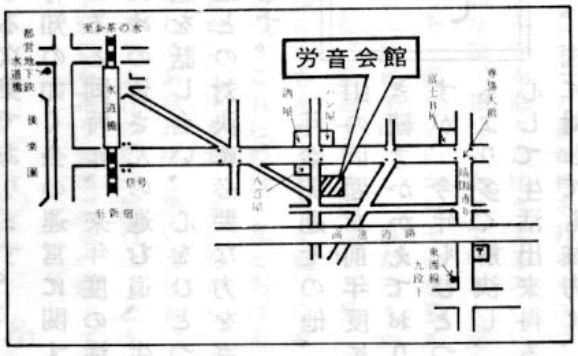

尚、駐車場がありませんので当日の、車での御来場は、御遠慮下さい。

第三回総会を迎えるに当つて

会員の皆様方、今年も元気にご活躍に、なっておられることと思います。

石油ショック以来、不景気の物価高というはなはだ大変な社会的状勢の中で、われわれ身体障害者の生活も一段ときびしく、今年度に入り、やや鎮静のきざしありと云えど、公害は益々市民生活を圧迫し、大企業のレイオフ、人員整理、中小企業の倒産等、心暗くなる話題のみが連日、ニュースを賑わしております。

さて、東腎協も昭和四七年に会員の福祉向上、会員相互の親睦を目的として設立以来、はやくも第三回総会を四月二十日開催することになりました。関係各方面及会員の皆様方の力強いバックアップのおかげと心から感謝する次第であります。

総会は皆さんご存知の如く会の運営に関する最高の決議機関であると同時に、来年度の活動方針等、皆さんのための皆さんの進む道、生活全般にわたる諸問題を話し合い、心をひとつにして、社会の不公正との対決に必要な力を寄せ合う場所でもあります。

年金問題その他、沢山の問題を前年度にひき続きかかえておりますが、今年もひとつでもより多く解決し、安心して生活出来得る施策を東京都をはじめ、国に対しても強力に、要請していきたいと考えます。

第3回総会には会員が参加して、ますます東腎協を発展させましょう。

東京都腎臓病患者連絡協議会
会長　石坂一男

腎友会だより 3

御結婚おめでとう！

私達の東腎協事務局次長であります加藤茂さん（代々木病院腎友会）は、めでたくゴールイン。二月一日（土）生協会館にて結婚式が行なわれました。

加藤さんより新婚旅行の思い出の記が寄せられておりますので御紹介いたします。

新婚旅行の思い出

奈良～京都

二月三日、午前八気（ひとけ）のない岡寺駅を降りると、一人の男が待っていました。

「レンタサイクルをしませんかー」と尋ねられたので、同意を示すと、後からついてきてくれといわれ黙ってその人に従いました。事務所に着くと、さっそく自転車を二台出し、案内図をもらい、一、六〇〇円払ってそのコースに沿って出発しました。

のどかな田園風景の中に何事もなかったように古代の遺跡がただずむ飛鳥。その飛鳥の地は、一千数百年前に日本の政治の中心地であったとは想像もつかない狭い地域でした。その狭い地域を自転車でまわりながら、当時の文化を偲ぶことができました。とりわけ、私たちを驚かしたのは、亀石、酒船石、石舞台などの石造物でした。なんのためにこれらのものが作られるようになったのかー。ガイドブックの解説によると、これらは飛鳥の地に住みついた大陸の帰化人たちが残したものだという。

長い間、黙々と風雨に耐え、今なお私たちに語りかけるものは何か。これらの石造物の前で、私はこれまでの人間の歴史を考え、いろいろ勝手な想像などまして、その夢は果てしなく広がるのを感じました。

飛鳥寺には有名な飛鳥大仏がある。これは朝鮮から帰化した止利仏師の作といわれる。当時の面影を残すのは顔面の一部といわれ、美しい。じいっと日本最古といわれるこの像をあきるまでみいっていました。

この旅行では終日古寺を巡礼して仏像をみつめていました。仏像はみなどれも同じようなものとばかり思っていた私はここへ来る前、本を買い読んでみたらいろいろ種類がある事を初めて知りました。

じいっと静かにそれらをみつめていると何かを語りかけてくるみたいです。柔和な顔、私たち生きている人間も一生のうち一度でいいからそんな姿になれたらどんなにすばらしい事だろうかと感じました。変遷する歴史の中で長い間、どれ程たくさんの人たちを魅了させ続けたであろうこれらの像ー私たちはそれに比べ短かい人生をおくる、だから、なおさら美しくあらねばと思いました。

五泊六日の新婚旅行は、こうして奈良～京都を廻り無事東京に帰ってきました。

『西新井友の会』第一回旅行会

高橋　猛

私達の病院が透析を始めて、もうじき二年になります。友の会が出来て一年毎月積立てた旅行費で今回始めての旅行が実現出来ました。相談で決ったのが尾瀬沼です。出発前に、会員から一人、看護婦さん二人とコースを一度歩いて来て、これならと云う事で、出来るだけ多くの人が参加するよう呼びかけて、仕事の都合で行けない人を残して会員から十一名、病院からは、先生二名、看護婦さん四名、栄養士さん一名、テクニシャン一名、会員の奥さん五名、と二十四名。金曜日の夜透析を受けて、土曜日の十二時浅草集合、運動靴に身軽な服装でいつも病院で見るような心配そうな顔は見られずひと安心ロマンスカーで鬼怒川温泉までの二時間、それぞれに持ち寄った物を出し合っての楽しい時間、先生方皆さん、一緒なので安心しての旅、鬼怒川からは会員の知人が運転して下さるマイクロバスで検枝岐部落までの二時間三〇分、途中五十里湖で休んで、一寸長い時間でしたが看護婦さんの一人が、「ミス新井が皆さんのガイド役を引き受けさせて頂きます。」と云ってマイクを取って自慢のノドを聞かせて下さったり、いつもは聞かれぬ先生の歌も聞かせてもらい皆んなも歌を歌いにぎやかな車中でした。旅館に着いて、さっそく温泉に入り疲れを流して、夕食ビールで乾杯、会員のお友達の旅館なので、食事の方も薄味に作っていただき健康な人と同じ献立で山菜に舌づつみをうっての食事、夕食後は、先生とマージャンをする人、思い思いに過し明日の山登りも有るので早目に休んで。

朝は六時出発、大丈夫かしらと心配しながらふみ出す一歩、途中で食べる朝食のおむすびの美味しい事、冷たい朝の空気と緑に囲まれての味は又格別。「お早よう」と行き会う人に声をかけながらブナの木も笹も緑の両手をさしのべて、私達を迎えているかのよう。遠くにうぐいすの声を聞き、赤トンボ、チョウチョウ忘れていた自然にも、ふれる事が出来、生きていることの幸福をつくづく感じました。歩いて一時間三〇分尾瀬沼着、ニッコウキスゲも私達を待っていたかのように今が一番と咲きほこり、今まで歩いて来た疲れも一度に飛んでしまいました。沼のほとりで心地良い風に吹かれ、清水でノドをうるおし、八ミリで景色を写す人、カメラを向ける人、笑顔を作るようにと云って出た言葉が「無塩バター」一同大笑い。看護婦さんの用意してきた薬や血圧計にもお世話にならず、無事下山する事が出来ました。私達が安心して旅行する事が出来たのも先生を始め囲りの人達の暖かい好意によるものと、心から感謝しております。又次の旅行を考えながら帰宅、おそるおそる体重計に上がる、二日間で〇・七kg、まずはめでたしめでたし。

「大久保腎友会」紹介

本田逾宇

国電新宿駅東口から十分、通称コマ通りを抜けたところに都立大久保病院がある。あれやこれや強い制限をうけている患者にとっていささか誘惑の多いところで、義理にも環境良好とはいえないが、別館二階の透析室は冷暖房が適当にきき白色基調の治療室は清潔感一杯で、いささか別天地の感がなくもない。

患者ロッカーの並ぶ通路のつき当りに看護室があり、それを中にして左側に医師室、看護婦控室、機械室があり右側に中央通路をはさんで十三台の透析器械ベッドが並んでいる様子は壮観といえば壮観である。

稲田医長をキャップとする医師団と看護婦の皆さんの暖かい看護、指導の下、満床の状態で週二乃至三回、一回平均五時間の透析治療を全員通院で、元気に取組んでいる。

患者会が結成されており、問題があればその都度院側、治療側と話し合いを行なっているので、まあまあの協力状態といえるが、全く問題がないわけではない病院組合が看護体制の確立の突破口に透析治療を矢面に立て、肝炎問題、人工腎患者の入院拒否等を打ち出しているため必らずしも患者の突発的不調に対して安心出来る状況でないことは、残念である。

将来近いうちに、都立病院の腎治療部門を統合して、大久保病院に腎センターを設立しようという構想があるように聞いているが、その前に対労組との調整を実行し、受の側の姿勢をすっきり統一することが先決と思われる。

組合の問題を別にすれば、医師団は真剣に透析問題と取り組んでおり、その例として東京医科歯科大腎研班との協力のもと、患者の社会復帰を前提とした夜間透析のため、サテライト方式による治療体制作りに熱心である。したがって横須賀、四ツ谷、西日暮里のクリニックに当腎友会の患者がかなりの数転出、社会復帰に懸命である。それだけに腎友会を中心にして結束を固める工夫が必要となろう。

腎友会としては、年二回程度総会を開いて問題の解決を計っているが、日常的には機関紙「ほほえみ」を通じて患者相互の理解親睦を計っている。また年一回の一泊旅行が患者間の連帯感を強めるのに効果を挙げており、今年も九月上旬、石和温泉旅行を医師、看護婦合せ五十名を超える大編成で実施することとなっている。役員を中心に腎友会が我々患者のよりどころであり、会を通じ多くの患者会と協力して治療体制の向上、生活の安定を実現したい。

近況報告

大久保腎友会　篠原栄一

「透析を始めて、二年四ケ月」

週三回の透析をかけるようになってから、やっと悩みのたねだった貧血がなくなり、最近ずいぶん楽になりました。

週二回の透析のころは、ヘマトクリットが一四%ぐらいで、とても泳ぐということはできなかったのですが、週三回になってからは、いつもヘマトが二〇%以上になり、今年の夏は、透析をやり始めて以来、初めて、泳ぎに行くこともできるようになりました。

第一目標の「貧血をなくす」ということが達成できたので、これからは「自分自身で自活する」という第二の目標に向かって頑張って行きたいと思います。

大久保腎友会　三浦礼子

透析を始めて三年九ケ月、体の具合はいたって良好。この暑い夏にもまけず、主婦業に専念しています。週三回の透析で、貧血も解消され、健康な方たちと、まったく変わりない生活を送っています外シャントを三年もしていた為に、この夏始めて海水浴に行き泳ぎを練習する事もできました。恵まれた環境にもあり、あまり病気の事を考えた事はありません。冬には、スキーにも行き、慢性腎炎のころよりも、日常生活をエンジョイしています。

両国腎友会　浦辺是諒

昨年の九月又この家に帰ってこれるだろうかと思いつつ入院してから早くも一年。現在やっと廻りの人々の暖かい理解と協力によって落着きを取り戻し生活にも慣れ幸福な毎日を過しております。

これからは残された人生を一日も長く大事に楽しく暮して行きたいと思います。

西新井病院　看護婦　野中

血液透析療法をしている患者さん達と接して約一年が立ちます。

一般の人では、理解できない位い、きびしい生活制限に立ち向っている中で、ほとんどの方が仕事をもち生き生きと生活していらっしゃいます。その姿に私達自身励まされると同時に、より安全で安楽な腎センターに、友の会と共に作ってゆけたらと思います。

『こぶし会ニュース』より

〝ご結婚おめでとうございます〟

事務局長の上野信幸氏は、昨年一二月一五日に結婚されました。「こぶし会」のためにとはりきっております。

こぶし会一同、御夫妻の永き幸福と御健康をお祈りします。新居は、多摩市和田八四一、沢田巌様方、です。

〝本年度第一回目の懇談会が開かれました〟

一月一二日(日)、午後二時より、東京都勤労福祉会館六階実会室で、五〇年度第一回目の懇談会が開かれました。

出席者（敬称略）青柳よし子（清瀬市）、上野信幸（多摩市）、大出育郎（荒川区）大浜恭子（江東区）、服部正夫（新宿区）平沢三吾（江東区）の計六名。

〔決定事項〕

(1) **会の運営について**

懇談会の推進責任者は、服部正夫氏（新宿区）が担当し新宿区を中心とした会場を予約する。会員への連絡は、上野事務局長が担当します。

(2) **交通費の支給について**

こぶし会のために活動した場合は、その必要交通費を実費で支給します。今迄は、集会室の予約・納金などは自費で負担してましたが、往復の交通費を実費支給することに決定しました。

(3) **会費の納入について**

昨年度までの会費二、四〇〇円（全腎協～六〇〇円、東腎協～五〇〇円、こぶし会～一、三〇〇円）は、全腎協および東腎協の会費の値上げが決定された場合を考慮して、全腎協は任意加入とし、

二、四〇〇円を納入した方…東腎協～一、二〇〇円、こぶし会～一、二〇〇円。

三、六〇〇円を納入した方…全腎協～一、二〇〇円、東腎協～一、二〇〇円、こぶし会～一、二〇〇円。

となります。従って、こぶし会会費は一、三〇〇円から一、二〇〇円に減額しました。まだ会費を納入されてない方は郵便振替にて、なるべく三月末日までに納入して下さい。郵便振替番号「東京一八五八九七番」の「こぶし会」宛へお願い致します。現金封筒の場合は、平沢まで。

(4) **東腎協役員の選出について**

東腎協の新年度幹事役員として、上野事務局長、平沢会長と引続き選出しました。大変ご苦労ですが頑張って下さい。

最後に、お互いの病状や生活などについて話し合い、午後四時一〇分に懇談会を終了しましたが、遠い所（自宅から二時間かかったそうです）から青柳よし子さんが初めて参加されたことは大変嬉しく思いました。まだ一度も懇談会に参加されてない方は、次回（三月中旬～四月中旬を予定しています）に是非ご参加下さい。また、皆様の近況をお便りでお知らせ下さい。

今年もお互いに頑張りましょう！

（文責　平沢）

"障害年金改正をすすめる会"
署名とカンパのおねがい

「障害年金改正をすすめる会」（会長、上田　昭）が昨年一二月五日に発足しましたが、このたび「障害福祉年金、各種障害年金の法律改正についての請願書」の署名とカンパにとりくんでおります。

この国会請願署名は、全国の各種患者団体、障害者団体四十八団体が賛同し、統一して、署名を二〇万名、募金は一〇〇万円を目標にあつめられつつあります。

東腎協でも各腎友会を通してみなさんのご協力をおねがいいたしておりますのでご協力よろしくおねがいします。

新年を迎え都庁関係局に あいさつ！

東腎協では、三役を中心に幹事役員が一月二八日、昨年に引き続いて腎疾患者の対策の充実のため今年もまた行政努力を訴え都庁関係局に対し新年のあいさつを行ないました。

○知事室、市川副主幹
○衛生局医療福祉部業務課長
○〃　〃　特殊疾病対策課長
○民生局心身障害者福祉部計画課長
○労働局職業安定部職業課長

現在の不況のもとで身障者が退職させられるようなことのないよう申し入れ、もしそのようなことがあれば、労働局と充分連絡をとりながら対処することになっております。

○都議会各党

――・――・――・――

☆新年度関係予算については、骨格予算と云うことで大変厳しいものになっていることが関係各局で話し合いの中でも出されておりました。尚、新年度予算については資料集を御参照して下さい。

予算要求都民行動 委員会報告

二月五日、都議会第一委員会室にて「予算要求都民行動委員会」が行なわれ東腎協より平沢幹事が参加されました。

主催　都議会　社会党
出席者　七団体（九名）

今後のとりくみについて

①委員会の窓口　藤永自治体局長
②都議会開催中、その後は選挙対策のため多忙故、各団体ごとに原局に接渉。
③選挙後に当会を開催し、補正予算に対する要求をまとめる。
④都財政危機突破の都民行動の実行委員会の開催。（二月十四日）
⑤来年度（五十一年度）予算要求は、七月頃よりとりくむ。日程は五月の集会で決定する。

以上、五項目を全員の賛成で決定し、最後に参加者の自己紹介をして終会となりました。

編集後記

東腎協もみなさまの暖かい御協力によりまして第三回総会を開催することになりました。医師から慢性腎不全と云う宣告をうけて目の前が真暗になった思い出をもっている人も多いことでしょう。腎臓病の苦しみの中から、東腎協が結成され多くの献身的な人々の活動によって支えられ今日までに成長しました。

このような厳しい状況の中から発展してきた東腎協を今年はさらに大きく前進するために会員みなさんの御協力をお願いします。

「東腎協」ニュースに対する御意見御感想などがありましたらどんどん事務局までお寄せ下さい。

私達担当者としても今年は「文芸らん」などを設けてみなさんの親しみやすい「東腎協」になるよう一生懸命頑張ろうとハリキッております。

みなさんの身近かに起きた出来ごと、詩、短歌、カット、写真など、なんでも結構ですからどんどん事務局までお寄せ下さい。

（機関紙　担当・糸賀）

1975年度

東腎協総会議案

〈目　次〉

一、昭和四十九年度活動報告……10
二、〃　決算報告……16
三、〃　監査報告……16
四、昭和五十年度活動方針（案）……17
五、〃　予算（案）……20
六、〃　規約改正（案）……20
七、大会宣言（案）……22

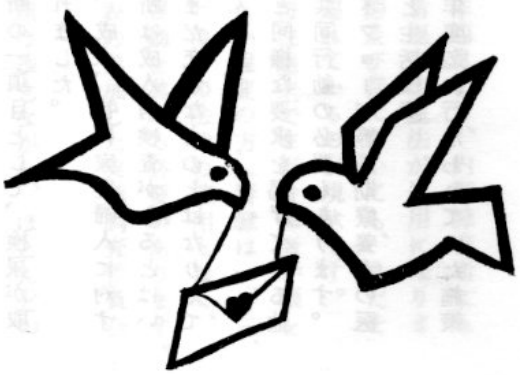

昭和四十九年度 活動報告（案）

一、はじめに

私たちは、昭和四十七年十一月十九日に、都内の腎疾患患者の「いのちとくらしを守る」ことを目的に、腎臓病患者を組織して東京都腎臓病患者連絡協議会を結成し、今まで各種の運動を続けてまいりました。

もちろん、組織ができたからといってすぐめざましい成果が上がるというものではありませんでした。

それこそ、第一年度の昭和四十七年度においては、まず組織固めに半年はかかりました。

しかし、その半年の中の討論から今日の東腎協の基礎ができてきたのではないかと考えます。

第二年度の昭和四十九年度に至って、メンバーも揃い、昭和四十九年度活動方針に示されているような、広範囲の目標を掲げ、この一年間活動をしてきた訳ですが、もちろん一〇〇%満足できるものではありませんでした。

それは、役員の四分の三を透析患者が締め、そして、そのほとんどの人が職業を持ち、その合間に運動を進めてきたからです。

しかし、私たち役員一同この一年間せいいっぱいの活動をしてきたつもりであり、また、それなりの成果も上ってきていると自負しております。

具体的は問題は後にゆずるとして、たとえ弱い私たちであろうとも、一人でも多くの患者、家族、医療関係者が語り合い、手を取りあって団結すれば、大きなこだまとなって社会に反映することと思います。

昭和四十九年度はその意味で、大きな声を出した第一歩の年であったと考えます。

これからの問題としては、一部役員の負担による活動をどのように全員のものにしていくかということと、活動していくには活動資金がいりますのでこの財政問題をどのように解決していくかが大きな問題となっています。

二、主な活動報告

(1) 東京都等に対する要求

① 腎疾患者の早期発見、早期治療の確立

四十七年度の都議会請願に引き続き、都衛生局との交渉等の結果、昭和四十九年八月より、都内全保健所にて三歳児健康診断の一項目として、検尿が取り入れられました。

しかし、成人、特に家庭婦人に対する健康診断は成人病検査があるとはいえ、まだまだ充分なものとはなりえておりません。

私たちと同様な要求を掲げている他団体との共同行動の必要もあります。

② 腎炎、ネフローゼ等長期療養者の医療費負担と生活保障

四十七年度迄に行なわれていた施策

は、都における人工透析の半額補助、及び更正医療の適用に限られておりましたが、四十九年度は、腎不全の方の一部を悪性高血圧として四十九年十月より公費負担の対象となり、また、身体障害者一・二級の方に対しては、七月一日より医療費の一部（保険の自己負担分）を助成する制度が始まり、健康保険の高額療養費制度とあいまって、多少の前進がありました。

来年度は、四十八年度に調査を行なったネフローゼ症候群について、早急に公費負担を実施してもらいたい訳ですが、四十九年十一月の衛生局長交渉においても、五〇年度には実施したいとの回答をもらいました。

③ 総合腎センターの設置

この問題については、東京都との交渉においても、確たる成果はあがっておりません。

ただ、都の考え方としては、都立大久保病院の改築の際に考えていきたいということでした。

また、四十九年十一月の衛生局長との交渉に際し、腎臓病の研究は都の臨床医学総合研究所において考えていきたいということでした。

同じ難病でも、スモン、ベーチュット病など神経系統のものに対しては、昭和五十年度より「都立神経病院」の建設を計画しており、この総工費は一三七億円と発表されております。

私たちについても、早く治るよう、または長く生きられるような研究を進めるよう働きかける必要があります。

④ 専門医療関係者の充実

この問題については、これといった成果はあがりませんでした。

都議会議長への請願、厚生省交渉の際にはアッピールしてきましたが、なおテクニシャン等との話し合いを深める必要を感じます。

⑤ 社会復帰対策の促進

東腎協の実態調査によりましても、会員の社会復帰率は、外来患者で透析六五%、慢性患者七四%という数字がでております。

しかし、現在働らいている人も含めて透析で二五%、慢性で一六%の人が職を探しておりました。

四十九年四月より、内部障害者にも身体障害者雇用促進法が適用になりましたが、国及び都においても、まだその対応が遅れているのが現状です。

また、慢性患者でまだ身障者手帳を受けられない程度の方（腎臓は一、三、四級のみ）はこの法律の適用もなく、なお強い運動を進める必要があります。

⑥ 患者代表の参加した実態調査委員会の設置

この問題は残念ながら、ほとんどの進展がありませんでした。

京都府などを見習って、実現を期して運動をしていく必要を感じてます。

⑦ 福祉手当等の要求

従来、各区市町村が独自に出していたものが四十九年十月より、都により最低基準を五〇〇〇〇円と揃えることができました。

実際には立川市の九、〇〇〇円を最高に、支給範囲も同じ立川市の身障者六級までと、すべての区市町村で支給されるようになりました。

また、江戸川区においては月一万円

の難病手当が人工透析患者にも適用されており、五〇年度には都においても同様手当（月三千円）の支給が検討されています。

(2) **会員実態調査**

初めての試みでしたが、四十九年六月に調査を行ない会員の要求、実態をまとめ、活動の基本にすることができました。

しかし、この作業は役員に大変な負担を負わせることになり、やはり行政当局でしっかりしたものを作るべきとの意見がありました。

この報告書は四十九年十一月に各会員には一部宛発送しました。

(3) **経験交流の促進**

これについては、最大目標であった機関紙が充実することができ、年四回二〇ページ前後になる機関紙とすることができました。

あとは各会員の投稿の増大、意見を聞きなお楽しい機関紙に改革してゆきたいと思います。

また文集については記事が充分集まらず中止となり、機関紙の中で扱ってゆくことになりました。懇談会については、二回程計画しましたがその都度会場の確保に失敗し来年度に繰越しました。

障害年金問題、食事の問題などぜひ来年は実現したいものです。

なお、食事問題については、「透析食の献立」という本を会員に斡旋し、利用していただきました。

(4) **腎臓病の知識普及**

講演会については、役員会でも各種の意見がで、結局は中止となりました。

それに代えて、一般に対するPR方法として、機関紙第六号でお知らせしたようなポスターを作成し、官公庁や病院等関係機関に配付しPRに努め好評でした。

(5) **組織拡大と事務局体制の強化**

これは相変らずの悩みの種でした。都合により事務局が転々とし、四十九年十一月の全腎協事務所の開設に伴なう共同使用により、安住の地をみつけるという形になり、会員の皆様には随分と迷惑をかけたことと思います。

しかし、この事務所には東腎協としては一人の専従者も置く事ができず、まだまだ充分とはいえませんでした。

この問題は来年度にも引き続き早急な対処が望まれます。

組織拡大については、年度当初七〇〇名強の会員が八〇〇名を越え、新規入会腎友会は八腎友会にのぼりました。

(6) **他団体との協力**

特に上部団体の全国腎臓病患者連絡協議会とは常に密接な連絡をとり、全腎協の厚生省交渉にはほとんど応援参加をし、時には中心となり活動してきました。

これは、首都にある以上当然のことですが、そのかいか、障害年金の廃疾認定については、機関紙第六号、第七号にて発表のとおり、一定の成果をあげることができました。

また、東京都難病団体連絡協議会との協力については、組織的な問題もありあまり発表しませんでした。

(7) **その他**

昨年度の活動方針には盛りこまれていませんでしたが、その後の活動において特に「三多摩格差の是正」が取り上げられ、重要項目の一つとして、請願、衛生局交渉などをしてきました。

しかし、残念ながら本年度はこれといった成果があがりませんでした。

来年度再び取り上げてゆく課題だと考えます。

三、おわりに

以上が大まかな活動報告でありますが具体的には活動記録、及び機関紙等を参考として下さい。

この一年間を振り返ってみると、私達としても精一杯やってきたと考えます。

しかし、その結果、今、一つの壁にぶつかっております。

それはアマチュアである私達の活動が一部役員の犠牲の上に成り立っているということです。

創成期にはやなをえないとしても、五十年代に向ってはこの問題を解決しなければ、いづれ尻すぼみとなっていくだろうと思えるからです。

そのためには、会員各自が自分の出来ることをしてくれることです。

事務局を手伝える人は、月に、週に一日でも事務所へ行って手伝い、（封筒の宛名書き等色々ある）、経済的に余裕のある方はぜひ、財政的な援助をしていただき、自分たちの会との認識を持つことだと思います。

そして、小さな声をたくさん集めて、大きな声として社会に反映させようではありませんか。

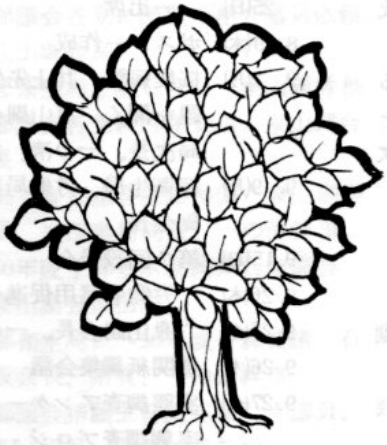

昭和49年度　活動記録

49. 3.31(日)　第1回役員会、任務分担等決定
4. 5(金)　全腎協厚生省交渉参加、泉山副会長、平沢幹事、小川顧問参加
4.14(日)　第2回役員会、活動計画等決定
4.17(水)　障害年金について全腎協として、田中美智子議員に陳情　石坂会長、平沢幹事、小川顧問、他患者団体2名参加
4.20(土)　機関紙第4号発行
4.23(火)　春闘中央集会　糸賀幹事参加
4.25(木)　「インフレから障害者の生活を守る緊急集会」　糸賀幹事参加
4.28(日)　全腎協第4回総会（神戸）代表6名出席
5. 5(日)　実態調査プロジェクトチーム打合せ会議
5.12(日)　第3回役員会
5.16(木)　東難連の一員として社会党に要請、泉山副会長、糸賀幹事参加
5.17(金)　東腎協新役員、都庁、各党等に挨拶、石坂会長、泉山副会長、一の清、平沢、糸賀、堀内幹事参加
6. 4(火)　全腎協厚生省交渉参加、泉山副会長、平沢、糸賀幹事参加
6. 6(木)　東大医学部、「人工腎臓シンポジウム」泉山、山本、三輪、木村氏参加
6.10(月)　48年度都議会請願、一部採択される
6.14(金)　都衛生局、東腎協へ事業説明会を行なう泉山副会長、吉田事務局次長、平沢、糸賀幹事出席
6.16(日)　第4回役員会
6.21(金)　機関紙編集会議
6.24(月)　〃
6.28(金)　都、衛生局、民生局交渉、泉山副会長
6.28(金)　全腎協厚生省交渉参加、泉山副会長、加藤事務局次長参加
6.29(土)　全難連総会、5名参加
7. 1(月)　機関紙第5号発行
7. 5(金)　機関紙打合せ会議
49. 7. 7(日)　機関紙打合せ会議
7.13(土)〜14(日)　全腎協研修会、よみうりランドホテル　東腎協役員多数参加
7.21(日)　第5回役員会
7.29(月)　東腎協実態調査集計、渋谷区本町区民会館　実態調査チーム7名、健康人応援6名　1日で終らず持ち帰り集計した
8. 9(金)　請願項目決定会議　石坂会長、泉山副会長、平沢、堀内、糸賀幹事小川顧問
8. 9(金)　都民生局交渉　泉山副会長、平沢、堀内、糸賀幹事参加
8.10(土)　48年度都議会請願一部採択される
8.13(火)　全腎協と打合せ会議　役員多数参加
8.18(日)　第6回役員会
8.18(日)　機関紙打合せ会議
8.19(月)　〃
8.22(木)　江戸川区役所へ難病福祉手当につき陳情　泉山副会長、佐藤（征）幹事
8.24(土)〜25(日)　全腎協幹事会（東京）、一の清、堀内幹事出席　泉山オブザーバー出席
8.29(木)　ポスター作成
9. 2(月)　桜堤病院、井上先生訪問、多摩問題を聞く　泉山副会長、加藤事務局次長、一の清、井田幹事参加
9. 9(月)　都衛生局、労働局話し合い　泉山副会長
9.15(日)　第7回役員会
9.26(木)〜9.27(金)　労働省雇用促進セミナー出席　泉山副会長、一の清幹事
9.26(木)　機関紙編集会議
9.27(金)　実態調査アンケート内容検討会　実態調査プロジェクトチーム
9.29(日)　機関紙編集会議
9.30(月)　都衛生局交渉　泉山副会長
10. 1(火)　機関紙第6号発行

49. 10. 4(金) 東腎協協力会社廻り、石坂会長、泉山副会長、吉田事務局次長、糸賀幹事、小川顧問参加
10. 11(金) 49年度都議会 請願理由書作成
10. 20(日) 第8回役員会
10. 22(火) 東腎協協力会社廻り 泉山副会長、平沢幹事、小川顧問参加
10. 26(土) 総評 太田、立花氏と話し合い 小川顧問、外全腎協1名、患者団体2名参加
11. 5(火) 各党へ50年度予算要請 小林、泉山副会長、平沢、糸賀幹事参加
11. 5(火) 三役事務局会議 石坂会長、小林、泉山副会長、山本事務局次長、一の清幹事
11. 10(日) 全腎協、東腎協事務所開き
11. 12(火) 全腎協厚生省交渉参加 泉山副会長、加藤事務局次長参加
11. 12(火) 実態調査報告書作成
11. 13(水) 東大人工腎臓シンポジウム参加 堀江事務局長 井田、阿部幹事、外会員数名
11. 16(土) 患者団体、年金問題学習会、一の清幹事出席
11. 17(日) 第9回役員会
11. 18(月) 50年度予算要求都民集会準備会 糸賀幹事出席
11. 18(月) 都議会各党に請願の紹介議員依頼 泉山副会長
11. 18(月) 都衛生局と話し合い 泉山副考長
11. 19(火) 都議会各党に再度要請 泉山副会長
11. 24(日) 49年度都議会請願準備 泉山副会長、堀江事務局長、一の清幹事
11. 26(火) 50年度予算要求都民集会準備会 泉山副会長出席
11. 29(金) 都衛生局長へ50年度予算要請 石坂会長、糸賀、一の清幹事
11. 29(金) 都議会請願主旨説明会 4議員、及び役員、会員20名参加
11. 29(金) 昭和49年度請願書提出 役員一同
12. 1(日) 50年度予算要求都民集会 泉山副会長参加
49. 12. 3(火) 東腎協協力会社廻り 石坂会長、糸山副会長、小川顧問参加
12. 5(木) 年金改正準備集会 泉山副会長、加藤事務局次長、平沢幹事、山崎会員
12. 13(金) 全腎協国会請願 7名参加
12. 13(金) 同上反省会 3名参加
12. 15(日) 機関紙編集会議
12. 20(金) 予算要求集会 磯村副知事、赤羽財務局長へ要請 泉山副会長、加藤事務局次長、平沢、糸賀幹事、山崎会員
12. 20(金) 機関紙事務、糸賀幹事、加藤事務局次長
12. 20(金) 東腎協協力会社廻り 泉山副会長、平沢幹事、山崎会員
12. 20(金) 第10回役員会(18時より事務所で)
12. 27(金) 年賀状書き (事務所)小林、泉山副会長、加藤、吉田事務局次長
12. 29(日) 年賀状書き、(事務所)小林、泉山副会長、平沢幹事
12. 29(日) 新年号(第7号)機関紙配付。(事務所)
50. 1. 7(火) 「透析書の献立」斡旋開始
1. 13(月) 都50年度予算案発表
1. 19(日) 第11回役員会
1. 28(火) 都庁、各党新年挨拶、要請
1. 28(火) 都衛生局、臨床医学総合研究所開設準備室長に対し、腎臓病研究の要請を行なう 石坂会長、泉山副会長、一の清、糸賀、平沢、堀内幹事参加
2. 5(水) 50年度予算要求行動委員会、平沢幹事出席
2. 6(木) 女子医大、太田先生訪問、泉山副長、堀内幹事参加
2. 14(金) 渋谷区役所交渉 泉山副会長、加藤事務局次長参加
2. 17(月) 渋谷区役所交渉、泉山副会長

昭和49年度決算報告

（49年2月7日～50年2月16日）

	項目	金額円	備考
収入の部	前期繰越	198,181	
	会費	671,000	610名×1,100円
	寄附金	414,000	
	雑収入	1,048,190	請願カンパ金、広告料。
	合計	2,331,371	
支出の部	印刷費	797,080	機関紙4回、実態調査費等
	通信費	125,380	切手、ハガキ等
	会議費	17,220	
	交通費	131,065	
	事務費	30,225	
	雑費	75,505	
	小計	1,176,475	
	全腎協加入金	425,400	49年度分(608名) 48年度分(101名)
	全腎協署名カンパ上納金	270,000	
	次期繰越	459,496	
	合計	2,331,371	

昭和49年度監査報告

私達は東京都腎臓病患者連絡協議会の昭和49年度決算報告書、すなわち現金、金銭出納帳、銀行預金、経費明細書等について監査し、その結果全ての経理処理手続は公正妥当と認められた。

昭和50年4月20日

会計監査　大智義文　㊞

同　伊藤勲　㊞

昭和五十年度　活動方針（案）

一、はじめに

当会も昭和四十七年十一月結成以来、はやくも第三回の大会を開催することになりました。

昨年度の活動は組織固めを主体として会員の実態調査等を実施し、都議会に対する請願及び関係諸機関に対するはたらきかけ等地味ではあるが一応の成果はあったと評価されても良いと考えます。

このような活動は一年だけで終るものではなく、今年度もまた、会員の福祉向上のため努力をしていきたいと考えます。

具体的には、今年度も引き続き単位患者会の結成、および新規会員の勧誘、働きかけにより組織の拡大を図っていきたいと考えます。

また、昨年計画し、実現できなかった会員の懇談会等については、ぜひ実現し、会員の経験交流を図りたい。また、会報の発行については文芸欄なども含めて、より充実したものを定時発行したいと思います。

これらの活動を具体化するためには、財政面においても健全財政をとる必要があり、昨年度はカンパ、および協力会社のご援助により切り抜けることができましたが、今年度以降については会費の値上げも考慮せざるを得ない実情です。

また、当会の役員構成が透析患者を主体としたものになっている関係から、おのずと透析患者を対象とした活動に重きをおいた形になってしまいましたが、慢性長期療養者の医療費公費負担、および生活保障などについても充分考慮して活動をすすめていきたいと考えています。

二、主な活動計画

①　腎疾患者の早期発見、早期治療の確立

昨年度、三歳児検尿の義務化が実現しましたが、入学前の四、五歳児、および職場、地域での健康管理体制はまだ不充分です。この実現をめざし運動を進めます。

②　腎炎、ネフローゼ等長期療養者の医療費公費負担と生活保障

昨年度は、悪性高血圧の医療費助成、および身障者（一、二級）の医療費無料化が実現しましたが、まだ多くの慢性患者（透析以外）は公費負担の恩恵には浴しておりません。

今年度はネフローゼ症候群の公費負担を六月補正予算で実現するべく努力をし、引き続いて、四十九年度に厚生省にて調査研究に指定された「慢性腎炎」について働きかけを行ないます。

また、生活保障についても他団体と協力して運動を進めます。

特に障害年金問題には強力に取り組みます。

③　総合腎センターの設置

これは、都では都立大久保病院の改

築の際考えたいということですので、この実現をめざし運動を進めます。

そして、情報センター、適応検定センター、腎不全治療センター（透析センター、及び腎移植センター）及び、研究、養成センターとしての機能を持つものとして実現を要求してゆきます。

④ **三多摩格差の是正**

東京には更正医療等の指定病院が八十ヶ所ありますが、多摩地区には僅か十ヶ所程度であり地区も偏っております。

そのため、多摩地区で発生する透析患者は地元ではほとんどかかることができずに都内、または神奈川県まで遠距離の通院を余儀なくされています。

これらの解消をめざし今年も運動を続けてゆきます。

⑤ **専門医療関係者の充実**

医療従事者され揃えば、今の機械を二、三回転させれば、相当な患者が透析を受けることが可能となります。

そのためには、透析技術者（テクニシャン等）の制度化を強く求め運動を進めます。

⑥ **社会復帰対策の促進**

昨年度は、四月より内部障害者も身体障害者雇用促進法の適用を受けることになり、私たちも東京都労働局との交渉においても、やっと足がかりをつかんだ程度でおわりました。

今年度は、これを実のあるものにするため、求職者名簿の作成等も考慮しつつ運動を進めてゆきます。

⑦ **患者代表の参加した腎疾患対策委員会の設置**

京都府など一部の地方では、実現しつつありますが、都においても適切な対策を実施するために、これの実現を期して運動を進めます。

昨年の会員実態調査の経験から、私たち患者には負担が大きすぎました。

ぜひ行政で進めるべき性格であり実現を期して運動を進めます。

⑧ **福祉手当等の要求**

昨年度は身障者福祉手当が実現しましたが、今年度は民生局でも計画している七、五〇〇円への引き上げを六月補正予算で実現すべく運動を進めます。

私たちの就労率は、透析患者で五五%、慢性患者で六八%です。

そして、病人のための出費がかさみます。少しでも福祉の向上に役立つよう頑張ります。

⑨ **経験交流の促進**

昨年に引き続き、機関紙を充実し、懇談会を実施し、新規腎友会の結成を働きかけてゆきます。

特に、障害年金についての啓蒙を強めます。

⑩ **腎臓病の知識普及**

昨年度はポスターを作成しましたが、これは反響がありました。

今年度も多くの都民に理解と共感を得られるようなポスターを作成したいと思います。

また、機関紙を通じ、会員に対してもこの運動を強めます。

⑪ 組織拡大と事務局体制の強化

昨年度は、会としての体制はどうにかできましたが、事務局体制はまだまだ不充分でした。

今年度は、事務所も全腎協と共同使用ということでもあり、月に二～三日でもアルバイトをお願いし、封筒の宛名書き等、役員の負担となっている事務の軽減を図り本来の活動に役員が専念できるようにします。

組織拡大については昨年同様に、病院廻りなどをふやし、新規腎友会の結成に努めます。

⑫ 他団体との協力

昨年度もせいいっぱいやってきましたが、今年度も他団体と協力して共通の福祉実現をめざし頑張ります。

三、おわりに

昨今の経済状況は「スタグフレーション」と云われ、インフレと深刻な不況が同時に進行し、私たちにとっても苦しい状況が続いております。

五十年度の都市予算原案についても「骨格予算」といわれ、新規施策及び行政水準のレベルアップは行なわないとなっておりました。

このような状況下での運動は苦しいものとなりましょうが、会員一人一人が「自分たちの会」という認識をもってともに運動を進めれば、活路は開けるものと思います。

共に頑張ってゆきましょう。

昭和50年度予算（案）

	項目	金額（円）	備考
収入の部	前期繰越	451,496	
	会費	1,680,000	700名×2,400円
	合計	2,131,496	
支出の部	印刷費	700,000	機関紙4回、その他
	通信費	240,000	切手、電話料等
	会議費	30,000	
	交通費	130,000	
	事務費	40,000	
	人件費	100,000	発送事務等のアルバイト料等
	雑費	51,496	
	小計	1,291,496	
	全腎協加入金	840,000	700名×1,200円
	合計	2,131,496	

規約改正（案）

第一条（名称、組織）
当会の名称は東京都腎臓病患者連絡協議会（略称東腎協、以下当会と略す）とし、全国腎臓病患者連絡協議会（略称全腎協）に加盟するものとする。

第二条（事務局）
（現規約）…当会の事務所は当分事務所長宅に置くものとする。
（新規約）…当会の事務局は、東京都新宿区下落合三ノ十五ノ二十九　田沼ビル（第二）二階に置くものとする。

第三条（目的）
当会の目的は、会員の福祉厚生並びに社会的、経済的生活諸条件の向上確立を期すると共に、会員相互の親睦をはかるものとする。

第四条（会員資格）
当会は次の会員で組織する。

正　会　員……東京在住の腎臓病患者会、及び患者
賛助会員……当会の趣旨に賛同した理解者
医事会員……当会の趣旨に賛同した医療関係者

第五条　（総　会）
当会の総会は年一回以上開催し、活動報告、規約改正、活動方針、会計報告、役員選出、その他会務に関する事項を審議する。議事については、出席会員の過半数の賛成をもって決定する。なお、文書による発言も認めるものとする。

第六条　（役　員）
当会の役員は会長一名、副会長二名、会計一名、事務局長一名、事務局次長三名、幹事若干名とする。但し任期は一年とし、再任を妨げない。
又顧問もおく事ができる。

第七条　（役員会）
当会の役員は適時役員会を開き、その決定をもって会務を行ない、次回の総会で承認を受けるものとする。

第八条　（会　費）

（現規約）……会費は一人年間一一〇〇円とする。（全腎臓協会費も含む）

（新規約）……会費は一人年間二四〇〇円とする。（全腎協会費も含む）

但し、事情により分割、減額納入することができる。

第九条　（運営費）
当会の運営費ろ会員の会費と寄付金によってまかなうものとする。

第十条　（会計監査）
一、当会の会計を毎年一回監査する為に二名の会計監査をおき、総会で選出する。
二、監査は役員を兼ねることはできない。

第十一条　（規約改正）
本規約は総会で改正することができる。

大　会　宣　言

私達の東腎協は、会員みなさまの暖い励ましと御支援のもとに、ここに、第３回総会を開催し、新たなる決意と意欲のもとに、５０年度のスタートを切りました。

しかし、私達にとっては、きわめて厳しい生活難が続いております。これまで私達は、腎臓病を克服するために国や都に対し、請願、陳情をくりかえし福祉の充実を訴えてきましたが現在の不況のもとでは一般健康人にもまして、私達は苦しい生活を強いられています。特に社会復帰についての問題は、不況の中で身体障害者が働いている職場をうばわれるという情況が出てきています。４９年４月より身体障害者雇用促進法の適用を受けることが出来たにもかかわらず、いまだに雇用率を達成していない企業がたくさんありますので社会復帰対策をより一層強化しなければなりません。

また年金、医療をはじめとする社会保障の充実のためにもますます東腎協の団結の輪を広げ、幅広い運動に発展させましょう。

そして、昨年に引き続いて組織の拡大のために、まだ東腎協に加入されていない患者、家族のみなさんに会員の呼びかけを行ない更に大きな東腎協にしていきましょう。

私達の東腎協はインフレや不況に負けることなく腎臓病を克服し、会員相互の親睦を深め、明るく、人間らしい生活をめざし、今年１年間５０年度活動方針に基づき次のスローガン ――

① 腎疾患者の早期発見・早期治療の確立
② 腎炎・ネフローゼ等長期療養者の医療費公費負担と生活保障
③ 総合腎センターの設置
④ 三多摩格差の是正
⑤ 専門医療関係者の充実
⑥ 社会復帰対策の促進
⑦ 患者代表の参加した腎疾患対策委員会の設置

にもとづき力強く前進することを決意し、宣言いたします。

１９７５年４月２０日

東京都腎臓病患者連絡協議会

第　３　回　総　会

調査資料集

〈目　次〉

一　組織図……24
二　昭和五十年度都予算案発表される……25
三　心身障害者福祉手当実施状況……26
四　臨床医学総合研究所における腎臓病治療の研究に関する要望書……29

組　織　図

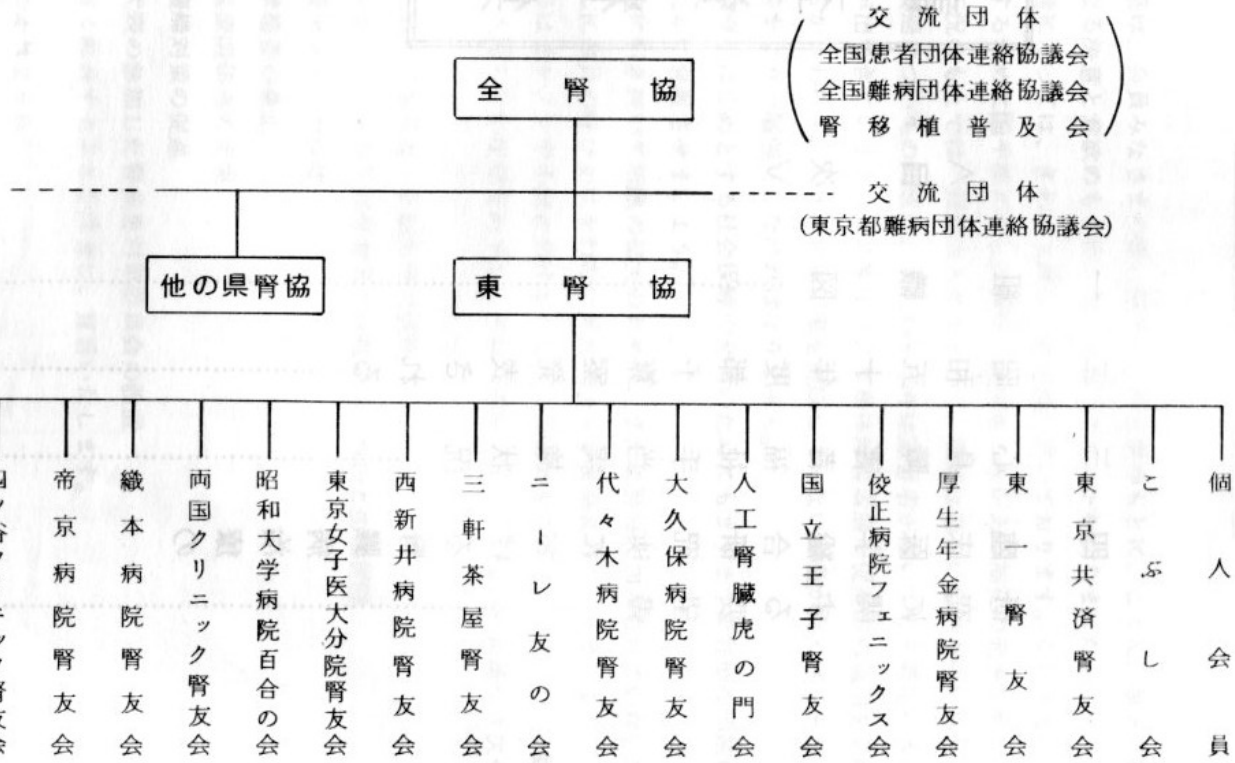
交流団体
全国患者団体連絡協議会
全国難病団体連絡協議会
腎移植普及会
全腎協
交流団体
(東京都難病団体連絡協議会)
他の県腎協
東腎協
個人会員
こぶし会
東京共済腎友会
東一腎友会
厚生年金病院腎友会
俊正病院フェニックス会
国立王子腎友会
人工腎臓虎の門会
大久保病院腎友会
代々木病院腎友会
ニーレ友の会
三軒茶屋腎友会
西新井病院腎友会
東京女子医大分院腎友会
昭和大学病院百合の会
両国クリニック腎友会
織本病院腎友会
帝京病院腎友会
四ツ谷クリニック腎友会
順天堂大学病院腎友会

昭和五十年度
都予算原案発表される

過る一月十五日、昭和五十年度の東京都予算原案が発表されました。

みなさん新聞紙上等ですでに御存知のことと思いますが、来年度予算は「骨格予算」といわれ、①法令、条例及び契約に基づく義務的経費は計上する。②経常的な事務事業については老人、児童、心身障害者などの生活防衛について現行行政サービスの水準を極力確保するよう配慮しつつ、最少限必要な経費を計上する。③新規施策及び行政水準のレベルアップは行なわない。④、その他。というような内容となっております。

私達東腎協も、この一年間頑張り一定の成果を得られると期待していたところ原局（衛生局や民生局）が要求しても、結局これという見るべき成果はありませんでした。

ただ、まだ財源はあり、四月十三日の都知事選後、新知事が六月補正予算で新規施策を計上するつもりということです。

私達も六月補正に向けて、なお働きかけを強め運動していかなければならないと思います。

次に主な要求と査定を述べますので、皆さんと一緒に実現を期すよう頑張りましょう。

衛生局関係　㊧→要求　㊦→査定

一㊧難病医療公費負担対象疾病の拡大

二十二疾病→二十七疾病

㊦新規疾病は認めず。

三九五百万円（前年三六七百万円）

㊟衛生局長の約束してくれた、ネフローゼ症候群については新規のため認められていない。六月補正に向けて強力に運動する。

二㊧難病医療手当の支給（新規）

月額三千円、十月実施

㊦認めず

三㊧難病患者に対する付添看護料の告示料金と慣行料金との差額補助（新規）

延べ四百人

㊦認めず

㊟腎臓が入るか否かは不明

四㊧臨床医学総合研究所運営費用（新規）

六五億二千万円

㊦一六億一千二百万円のみ認める

㊟衛生局長は、この研究所で腎臓病の研究をしたいと言明しました。

民生局関係

一㊧心身障害者福祉手当

月額五〇〇〇円→月七五〇〇円

所得制限の改訂、（六人家族で年収三百二十二万円未満→四百十七万円未満）

㊦所得制限の改訂のみ認める。

㊟児童手当の障害手当についても増額は認められなかった。

二㊧心身障害者（児）医療の無料化

所得制限の引き上げ。（六人家族で三百五十万円以下→四百五十万円以下）

㊦認める。

心身障害者福祉手当実施状況（49. 10. 18）

民生局心身障害者福祉部福祉課

区名＼項目	障害要件	年齢制限	所得制限	施設入所者に対する支給制限	全額 都制度該当者 都負担分	全額 都制度該当者 区上のせ分	全額 都制度該当者 計	全額 区独自制度（都制度の枠外）者	障害手当、老人福祉手当との併給	備考
					円	円	円	円		
千代田	都要件　戦傷3項	無	無	有	5,000	0	5,000	5,000	併給不可	条例 49. 10. 18成立
中央	〃	〃	有	〃	5,000	0	5,000	20以下5,000 20以上2,000	区独自分のみ老人福祉手当と併給可	〃 49. 9. 30 〃
港	〃	〃	無	無	5,000	0	5,000	5,000	併給不可	〃 49. 9. 30 〃
新宿	〃　難病（6病）	〃	〃	有	5,000	0	5,000	5,000	障害手当と併給不可 老人福祉手当と併給可	〃 49. 10. 2 公布
文京	〃	〃	〃	有 （都と異る）	5,000	0	5,000	5,000	併給不可	〃 49. 10. 3 成立
台東	〃	20歳以上	有	有	5,000	0	5,000	なし	〃	〃 49. 9. 30 〃
墨田	〃　戦傷3項 難病（7病）	無	無	〃	5,000	0	5,000	5,000	併給可	〃 49. 8. 1 施行
江東	〃	20歳以上	有	〃	5,000	0	5,000	なし	併給不可	〃 49. 10. 3 〃
品川	〃　身障3級 精薄4度	無	無	無	5,000	0	2,000	2,000	障害手当と併給不可 老人福祉手当と併給可	〃 49. 10. 8 公布
目黒	〃	20歳以上	〃	有	5,000	0	3,000	3,000	併給不可	〃 49. 9. 30 成立
大田	〃　身障3級 精薄4度	無	〃	〃	5,000	2,000	7,000	20以下2,000 3級4度1,000	障害手当と併給可	〃 49. 9. 28 〃
世田谷	〃	〃	〃	無	5,000	1,000	6,000	1,000	都制度該当者併給不可区制度併給可	〃 49. 9. 28 〃
渋谷	〃	〃	〃	有 （都と異る）	5,000	0	5,000	5,000	併給不可	〃 49. 10. 9 〃
中野	〃	〃	〃	無	5,000	0	5,000	2,000	〃	〃 49. 10. 1 〃
杉並	〃　身障3級 精薄4度	〃	〃	有	5,000	2,500	7,500	7,500	〃	〃 49. 9. 27 〃
豊島	〃　身障3級 精薄4度	〃	〃	無	5,000	0	5,000	2,000	〃	〃 49. 10. 15 〃
北	〃　身障3級	〃	〃	有	5,000	0	5,000	5,000 3級のみ3,000	〃	〃 49. 9. 30 〃
荒川	〃	20歳以上	有	〃	5,000	0	5,000	なし	〃	〃 49. 10. 9 〃
板橋	〃　戦傷3項症	無	無	〃	5,000	0	5,000	5,000	〃	〃 49. 9. 30 〃

区名＼項目	障害要件	年令制限	所得制限	施設入所者に対する支給制限	全額 都制度該当者 都負担分	都制度該当者 区上のせ分	都制度該当者 計	区独自制度（都制度の枠外）者	障害手当、老人福祉手当との併給	備考
					円	円	円	円		
練馬	都要件 難病（8病）	無	無	有（都と異る）	5,000	0	5,000	5,000	併給不可	条例 49. 9. 26 成立
足立	〃	20歳以上	〃	有	5,000	0	5,000	5,000	〃	〃 49. 10. 15 〃
葛飾	〃 身障3級、精薄4度、戦傷3項症	無	〃	無	5,000	0	5,000	2,000	〃	〃 49. 9. 30 〃
江戸川	〃 精薄4度	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	5,000	併給可	〃 49. 6. 19 〃
八王子	〃	20歳以上	〃	有	5,000	0	5,000	5,000	併給不可	〃 49. 9. 20 公布
立川	〃 身障3～6級 精薄4度	無	〃	無	5,000	4,000	9,000	1-2級3度4,000 3-4級4度2,000 5-6級 1,500	併給可	〃 49. 10. 1 成立
武蔵野	〃 身障3～4級 精薄4度	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	2,500	併給不可	〃 49. 10. 1 〃
三鷹	〃 身障3～4級	〃	20歳以上有	〃	5,000	1,500	6,500	1,500	市制度のみ併給可	〃 49. 9. 30 〃
青梅	〃 身障3級	〃	無	有	5,000	0	5,000	5,000	可	〃 49. 9. 30 〃
府中	〃 身障3～4級 精薄4度	〃	〃	無	5,000	0	5,000	1-2級3度5,000 3-4級4度2,000	市制度のみ老人福祉手当と併給可	〃 49. 9. 30 〃
昭島	〃 身障3～4級 精薄4度	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	1-2級3度2,000 3-4級4度1,500	老人福祉手当と併給可	〃 49. 9. 30 〃
調布	〃 身障3～4級 精薄4度	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	1-2級3度3,000 3-4級4度2,000	併給不可	〃 49. 10. 1 〃
町田	〃	20歳以上	有	有	5,000	0	5,000	なし	〃	〃 49. 9. 30 〃
小金井	〃 身障3～4級 精薄4度	無	無	〃	5,000	0	5,000	2,500	市制度は障害手当と併給、他は併給不可	〃 49. 10. 1 〃
小平	〃 身障3～4級	20歳以上	〃	有（都と異る）	5,000	0	5,000	1-2級3度5,000 3-4級4度3,000 施設入所者	老人福祉手当受給者減額併給	〃 49. 9. 24 〃
日野	〃 身障3～4級 精薄4度	無	〃	有	5,000	0	5,000	1-2級3度5,000 3-4級4度3,000	可	〃 49. 10. 9 〃
東村山	〃 身障3～4級	20歳以上	〃	無	5,000	0	5,000	1-2級 1,500 3-4級 1,200	併給不可	〃 49. 9. 30 〃
国分寺	〃 身障3～4級 精薄4度	〃	有	有	5,000	0	5,000	2,000	〃	〃 49. 10. 11 公布
国立	〃 〃	〃	無	〃	5,000	0	5,000	2,500	〃	〃 49. 9. 30 成立
田無	〃 身障3級	無	〃	無	5,000	0	5,000	1,500	市制度のみ併給可	〃 49. 9. 27 〃
保谷	〃 身障3～4級	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	1-2級3度5,000 3級 2,500 4〃 2,000	〃	〃 49. 9. 27 〃
福生	〃 〃	〃	〃	有	5,000	2,000	7,000	3級 3,000 4級 2,000	障害手当と併給不可 老人福祉手当と併給可	〃 49. 9. 27 〃
狛江	〃 身障3～4級	〃	〃	無	5,000	0	5,000	3,000	併給可	〃 49. 10. 1 〃

項目 / 市名	障害要件	年齢制限	所得制限	施設入所者に対する支給制限	全額 都制度該当者 都負担分	全額 都制度該当者 市上のせ分	全額 都制度該当者 計	市独自制度（都枠外）の者	障害手当、老人福祉手当との併給	備考
					円	円	円	円		
東大和	都要件	20歳以上	有	有	5,000	0	5,000	なし	併給不可	条例 49. 10. 1 成立
清瀬	〃 身障3級	〃	有（都と異る）	無	5,000	0	5,000	2,000	市制度のみ併給可	〃 49. 9. 28 〃
東久留米	〃 身障3～4級	無	無	〃	5,000	0	5,000	1-2級3度5,000 3－4級 2,000	併給不可	〃 49. 9. 〃
武蔵村山	〃 身障3～4級 精薄4度	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	1-2級3度5,000 3-4級4度3,000	〃	〃 49. 10. 24 〃
多摩	〃 身障3～4級 精薄4度	〃	〃	有	5,000	0	5,000	障害手当 受給者 1,000 その他 3,000	老人福祉手当と可	〃 49. 9. 20 〃
稲城	〃 身障3級 精薄4度	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	5,000	併給不可	〃 49. 10. 1 〃
秋川	〃 身障3級	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	3,000	併給可	〃 49. 10. 1 〃
羽村	〃 身障3～4級 精薄4度	有	〃	無	5,000	0	5,000	1-2級3度5,000 3-4級4度3,000	併給不可	
瑞穂	〃 身障3級 精薄4度	無	〃	有	5,000	0	5,000	2,500	老人福祉手当と併給不	
日の出	〃	有	有	〃	5,000	0	5,000	なし	併給不可	
五日市	〃	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	〃	〃	
檜原	〃	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	〃	〃	
奥多摩	〃 身障3級	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	2,000	〃	
大島	〃	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	なし	〃	
利島	〃	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	〃	〃	
新島本村	〃	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	〃	〃	
神津島	〃	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	〃	〃	
三宅	〃	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	〃	〃	
御蔵島	〃	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	〃	〃	
八丈	〃	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	〃	〃	
青ヶ島	〃	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	〃	〃	
小笠原	〃	〃	〃	〃	5,000	0	5,000	〃	〃	

（都要件） 身体障害者1～2級、精神薄弱者1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症者

臨床医学総合研究所における腎臓病治療の研究に関する要望書

都衛生局、臨床医学総合研究所開設準備室長　殿

東京都腎臓病患者連絡協議会
会長　石坂一男

私たちは、四七年に腎臓病患者の「いのちとくらしを守る」ことを目的に、都内の腎臓病患者を組織して「東京都腎臓病患者連絡協議会」（略称　東腎協）を結成しました。

以来私たちは、腎臓病患者が抱える様々な悩み、要求実現をめざして国や自治体に働き続けてきました。

しかしながら、多くの悩みはなお未解決のままであります。

腎臓病患者は、全国で五〇万人にものぼるといわれ、その一割が都民としても、五万人にのぼるわけです。

ところが、腎臓病は医学が今日ほど進歩しているにもかかわらず、その原因がはっきりせず、その治療も安静・食事療法など消極的なものにとどまり、決定的な方法が確立されておりません。

その結果、腎不全（全国約一〇万人といわれる）に至ったときは一〇〇％死亡し全国で一万二千人から一万四千人（昭和四〇年～四五年）の人々が不幸にして亡くなられていました。

最近では、人工透析療法や腎臓移植などが進歩、普及して数年前までは亡くなる状態だった人が生命を永らえるだけではなく、職場の受入れ体制さえあれば社会復帰も可能となっています。

しかしながら、これらは多くの制約があるうえに「治す」のではなくあくまで延命策でしかありません。

このような事実、及び会員の要望をもとに過る四九年一一月二九日に衛生局長に対し、五〇年度予算にかかわる要請を行ないました。

私たちはこの要請の第一項目で「都の機関により腎臓病治療の研究をして下さい」と要請いたしました。

これは難病といわれる腎臓病に対し研究を目的とする施設は一つもありません。また、この様な研究は一病院では行なえません。

厚生省の資料によりましても、人工腎臓の研究についてだけでも、①高分子（材料）化学、②薬品（材料）化学、③電気関係部品、④臨床病理、⑤領域臨床料（内外泌）、⑥流体力学、⑦物理工学、⑧機械工学、⑨電気工学、⑩生理学、⑪生化学、の広領域に及ぶといわれております。

同じ難病であるスモン・ベーチェット病など神経系統のものに対しては、総工費一三七億円にて「都立神経病院」の建設が予定されていると発表されております。

私たちの願いは、少しでも早く治してもらいたい。あるいは少しでも長く生きられるように研究してもらいたいというものであります。

これに対する衛生局長のお答えは「臨

床医学総合研究所」で考えていきたいというものでありました。

私たちの要請が原則的に受け入れられたことに感謝すると同時に、一刻も早く実現するよう私たちは願っております。

新聞紙上によりますと、苦しい五〇年度予算にかかわらず、当該研究所に対する予算は一定のものがついたと報道されております。

そこで私たちは、当該計画の実施担当の方々に対し、早急に腎臓病治療の研究について具体的な計画を作成していただくよう要請する次第であります。

よろしくお願い申し上げます。

人工透析を受けておられる方々にお奨めします

腎臓に障害のある患者さんの食事にはどうしても塩分の制限を余儀なくされます。
更に人工透析を受けておられる患者さんは，水分の量も制限される為，毎日の食事で如何に美味しく，しかもカロリーの高い献立を供するかは，仲々難しいものです。
本書は人工透析の外来の患者さんに毎日，昼食・間食を5年間にわたり著者の腎センターで調理し供してきた経験から，透析患者さんに起り勝ちな症状（例えば高血圧，心不全，貧血等）の改善に食事がいかに大きく関与しているかを説き，更にその献立の実際として，朝食(A)，昼食・夕食(B)，間食(C)，その応用(D)の四つに分けてその作り方，考え方をカラー写真入りで懇切に解説してあります。
特に，家庭で献立を作られる方々にとってすぐお役に立つ献立集です。
なお，この献立集は塩分と水分を制限されている心臓病の患者さんにも応用できます。

「透析食の献立」

東京人工腎臓センター
樋口順三
樋口清子　共著
中丸安子

頒布ご希望の方は下記宛お申込み下さい。

東腎協事務局